

北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する意見書

国は、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、全国の市町村数を1,000程度にすることを目標に、自主的な市町村合併を積極的に推進してきた。

2005年4月から施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」においては、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができることとされている。

この構想策定等は、あくまでも市町村の自主的な合併を推進することが目的であり、合併の強制が懸念されるものであってはならない。

よって北海道においては、市町村合併推進に関する構想の策定等にあたり、下記について配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 構想の策定にあたっては、これまでの道内における合併協議会が解散・破談となった要因等を客観的に十分検証すること。
- 2 道の一方的な構想とならないよう、当該市町村の意向を十分に掌握した上で策定すること。
- 3 構想の策定にあたっては、市町村合併だけではなく、広域連合や自治体連合など、多様な選択肢についても検討すること。
- 4 市町村合併審議会においては、合併推進だけではなく、将来の北海道自治のあり方を含めた議論展開とすること。
- 5 合併協議会設置の勧告については、市町村の自主性を損なう恐れがあることから、慎重に取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 北海道知事

(提出者) 全議員